

## 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する規程

平成 26 年 10 月 24 日

令和 3 年 7 月 1 日改正

令和 6 年 7 月 1 日改正

群馬県教育委員会学校人事課

### 1 学力に関する確認

特別免許状は、高等学校以上の学校を卒業した者又は文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者である場合に授与できることから、次の書類により確認するものとする。

- ① 卒業証明書
- ② 大学評価・学位授与機構が発行する証明書
- ③ その他、必要と認めるもの

### 2 実務に関する確認

#### (1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能

教科に関する専門的な知識経験又は技能は、教科に関する専門分野に関する職業等の従事経験について、次の①又は②に該当（次の例に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合で、特別免許状の授与を行うことが適当であると認められる場合を除く。）すること。

(例)

- ・ 外国の教員資格の保有
- ・ 各種競技会等における成績
- ・ 模擬授業の実施による評価
- ・ 修士号、博士号等の学位の保有
- ・ 大学における教職科目の履修

※ 特別免許状は、あくまで普通免許状を所有する者とは異なった知識経験等を評価し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえると、特別免許状授与の前段階において、指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう留意する。

#### ① 学校教育法第 1 条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低 1 学期間以上あること。

ア 平成 3 年文部省告示第 9 1 号又は第 1 2 0 号により指定又は認定された在外教育施設

イ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

ウ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）
- ・ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）
- ・ アメリカ合衆国ジョージア州に主たる事務所が所在する団体であるコグニア
- ・ アメリカ合衆国マサチューセッツ州に主たる事務所が所在する団体であるニュー・イングランド・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッ

ジズ（通称 NEASC）

- ・ オランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）
- ・ スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IB0）

- ② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること。

（例）

- ・ 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験
- ・ 外国にある教育施設における勤務経験
- ・ 大学における助教、助手、講師経験
- ・ 各種競技会等に向けた選手等としての活動
- ・ 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

※ 教科に関する専門的知識経験・技能については、教科の内容を完全に包含している必要はなく、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には、特別免許状の授与は可能である。（以下（例）参照）

（例）

○外国語

- ・ 海外において英語での研究発表や企業活動を行い優れた業績を挙げた者について、英語を中核として「外国語」に関する知識経験・技能を有する場合

○理科

- ・ 化学の博士号取得者について、専門分野である化学を中核として「理科」に関する知識経験・技能を有する場合
- ・ 機械設計の技術者について、専門分野である力学や機械工学を中核として「理科」に関する知識経験・技能を有する場合

○算数・数学

- ・ 理学の博士号取得者について、専門分野であるデータサイエンスを中核として「算数」「数学」に関する知識経験・技能を有する場合

○体育・保健体育

- ・ 一つの競技種目について優れた成績を有する者について、その種目の知識経験・技能を中核として「体育」「保健体育」に関する知識経験等を有する場合

- (2) (1)の確認については、次の書類により確認するものとし、その相当期間の勤務が良好な成績であること。

- ① 経歴調書
- ② 実務に関する証明書
- ③ 刊行物、出版物又は研究資料等
- ④ 公的資格、各種競技・展覧会受賞等を証明する書類
- ⑤ その他、必要と認めるもの

### 3 人物に関する確認

#### (1) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見

社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見があり、指導力に優れ、研究心旺盛であることについては、次の書類により確認するものとする。

① 任命者又は雇用者が提出する推薦書

※ 任命者又は雇用者が提出する推薦書のほか、学校教育等に関する従事経験がある場合は、当該任命者又は雇用者が提出する推薦書を含むことができる。

② 人物に関する証明書

③ 自己アピール文

④ 学校教育に関する小論文

⑤ 面接等による評価

⑥ その他、必要と認めるもの

#### (2) 教員としての資質についての第三者を通じた確認

教員としての資質について、「教育職員検定審査会」において、必要に応じて面接を実施するものとする。

なお、群馬県公立学校教員採用試験に合格した者が特別免許状の授与を受けようとする場合は、当該面接を省略する。

### 4 身体に関する確認

教員の職務を行うのに必要な健康状態であることを、次の書類により確認するものとする。

① 身体に関する証明書

② その他、必要と認めるもの

### 5 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者が提出する推薦書において、授与候補者を配置することにより学校教育が効果的に実施されることを確認するため、次の内容を記載すること。

① 授与候補者を配置することにより実現しようとしている教育内容について

② 授与候補者に対し、特別免許状を授与する必要性があることについて

※ 任用又は雇用形態を含めて記載すること。

※ 任用・雇用形態は必ずしも常勤（フルタイム）での勤務である必要はなく、必要性に応じて、非常勤（パートタイム）、任期付採用、臨時的任用、会計年度任用職員等、様々な方法が考えられる。

③ 研修計画の立案、実施について

※ 特別免許状の授与を受けようとする者は、一般的に教職課程を経ていないため、指導計画・指導案・教材の作成、指導方法・指導技術等に通じていないと考えられる。また、特別免許状は、該当教科指導のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む）、生徒指導等も担当可能である。

このことから、上記内容を含めて、指導・支援を行う形で該当者に対する研修計画の立案及び実施方法を記載すること。

④ 学習指導要領等の共通理解のための体制について

※ 担当する教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るための体制を記載すること。

### 6 教育職員検定の具体的な審査方法

授与権者は、上記1から5（3(2)を除く。）における書類等により審査を行い、合格の可能性があると考えられる者のみを対象とし、「教育職員検定審査会」において意見を聴くものとする。

「教育職員検定審査会」においては、任命者又は雇用者から上記1から5（3(2)を除く。）の内容について聴取するとともに、必要に応じて上記3(2)による面接を実施した

うえで、その評価を授与権者に意見する。

授与権者は、「教育職員検定審査会」の意見を参考に、教育職員検定の可否を決定する。

## 7 特別免許状授与申請等に係る手続き

「教育職員検定審査会」の開催は、一年度に2回(※)を上限に開催するものとする。ただし、当該審査会の開催に係る予算を確保できない場合は、この限りではない。

なお、教育職員検定審査会の組織及び運営については、別に定める「教育職員検定審査会組織及び運営要領」によるものとする。

※ 基本的に上期に1回、下期に1回の開催とする。その場合の特別免許状の授与日は、それぞれ9月30日、3月31日とする。

## 8 留意事項

- ① 2(1)で示すとおり、特別免許状は、あくまで普通免許状を所有する者とは異なった知識経験等を経験し授与するために設けられた免許状であるという制度の趣旨を踏まえると、特別免許状授与の前段階において、指導方法・指導技術等に関する普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう留意すること。
- ② 2(1)②で示すとおり、教科に関する専門的知識経験・技能については、教科の内容を完全に包含している必要はなく、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には、特別免許状の授与は可能であること。
- ③ 5②で示すとおり、任用・雇用形態は必ずしも常勤(フルタイム)での勤務である必要はなく、必要性に応じて、非常勤(パートタイム)、任期付採用、臨時的任用、会計年度任用職員等、様々な方法が考えられること。
- ④ 複数免許状所有の観点から、既にある学校種及び教科の特別免許状を授与され、学校現場で一定の経験を積んだ者について、普通免許状を基礎として他の学校種の免許状を取得する場合と同等の勤務経験と免許法認定講習等の講習履修歴がある場合には、当該教科に係る他の学校種の特別免許状を授与することも考えられること。
- ⑤ その他、特別免許状の授与に係る教育職員検定等については、当該規程によるもののほか、「特別免許状の授与及び活用等に関する指針」(平成26年6月19日策定、令和6年5月8日最終改訂 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課)の趣旨に則して行うものとする。